

平成29年3月13日（投げ込み日）

雲 仙 市

担当課	総務部 財産管理課
担当者	参事 高原 務
電 話	0957-38-3111
F A X	0957-38-3514

「 雲仙市役所本庁舎建物表題登記成果品の引渡し式 」について ～土地家屋調査士協会から雲仙市長へ引き渡し～

〔前 文〕

- ・公益社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の主催
- ・当協会が、公益社団法人の事業の一環として無償で実施した、雲仙市役所本庁舎の建物表題登記の成果品を、雲仙市長へ引き渡す式典を開催
- ・平成22年度から県内各市町の庁舎等の建物表題登記を無償で実施しておられ、本年度は雲仙市が対象となった。

〔内 容〕

- ・日 時 3月17日（金）午後1時30分から午後2時頃まで
- ・会 場 雲仙市役所 別館3階 会議室2
- ・日 程 ①協会理事長 宮脇成芳様あいさつ
②「引渡証」読み上げ後、成果品の贈呈（理事長から市長へ）
③金澤市長あいさつ
④懇談
⑤閉会

担当

公益社団法人

長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

島原地区長 林 茂(0957)64-6406

雲仙市役所 本庁舎の表題登記成果品の引渡式について

1. 日 時 平成29年 3月17日(金) 13:30～ 14:00
2. 場 所 雲仙市役所 本庁舎
3. 応対者 雲仙市長 金澤 秀三郎
4. 引渡者 公益社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 宮脇 成芳
5. 登記完了日 H29.3.7 (H28.12.1～H29.3.16 成果品整理)

○雲仙市役所 本庁舎の表題登記の効果

雲仙市役所本庁舎は、地域のランドマーク的な建物でありますので、今回、登記したことにより、法務局の建物所在図に明示されます。

そのことにより、法務局の建物所在図の利活用が促進されることとなります。

建物表題登記は、申請義務があり、その建物の所有者が完成後1ヵ月以内に法務局に申請しなければなりません。(不動産登記法47条)

登記されていない建物について、始めて登記簿の表題部を新設し、物理的状況(所在・種類・構造・床面積及び所有者の住所・氏名)を明らかにします。(不動産登記法第44条)

法務局では、上記の登記簿のほかに、前記の建物所在図を備え付けて、不動産の明確化が図られており、官公署として、下記の効果があります。

(不動産登記法第14条)

- ・所有者及び構造や建築時期を特定するので、固定資産税情報が得やすい。
- ・「空家等対策の促進に関する特別措置法」が、所有者特定により、事業促進を図れる。

○長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは

官公署等が行う用地買収や地籍調査事業等の不動産登記手続きに必要な土地の境界を明らかにする業務や、分筆、合筆等を行っている。本来これらの業務は、官公署等の職員が直接行う者であるが、そのお手伝いを土地家屋調査士が組織的に行うために昭和61年に法務大臣の認可を受け、設立された法人である。社員140名(H29.3.1現在)

○公益法人の制度改革で、長崎県より、公益社団法人として認定(H25.9.2)受け、再出発した。

○当協会は、公益社団法人であるため、公益事業の一環として、雲仙市役所 本庁舎を無償で実施した。

○当公嘱協会は、未登記建物の表題登記促進10ヵ年計画を策定し実施している。(※当公嘱協会の年度)

平成22年度	大村市庁舎
23年度	佐世保市庁舎、諫早市庁舎
24年度	西海市庁舎、平戸市庁舎
25年度	五島市庁舎、波佐見町総合文化会館
26年度	川棚町総合文化センター、長崎市立図書館
27年度	新上五島町役場庁舎